



令和元年東日本台風による被災者生活再建支援のお知らせ (台風第19号)

令和2年7月1日 第7号
佐野市復興推進本部

この度の台風により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
佐野市では、この度、新たな被災者生活再建支援制度を制定しました。対象となる方は積極的にご活用ください。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、当面の間、新制度の申請につきましては郵送での申請、電話でのお問い合わせにご協力いただきますようお願いいたします。

1 佐野市崩落土砂等撤去補助金

農山村振興課

(1)対象となる工事

崩落土砂等の影響により、市民の生命・財産に被害が拡大するおそれがある土地で、崩落斜面の上端から下端までの高さが、概ね2メートル以上の崩落土砂等撤去工事で、市長が認めたものについて補助金を交付します。

(2)申請できる方

当該土地の所有者又は借地権者で、自己の責任において崩落土砂等撤去工事の費用を負担し、自ら業者に発注する方が交付対象(申請者)となります。なお、申請は1回の自然災害につき1回限りとし、同一の崩落土砂等について複数の方が重複して申請することはできません。

(3)交付金額

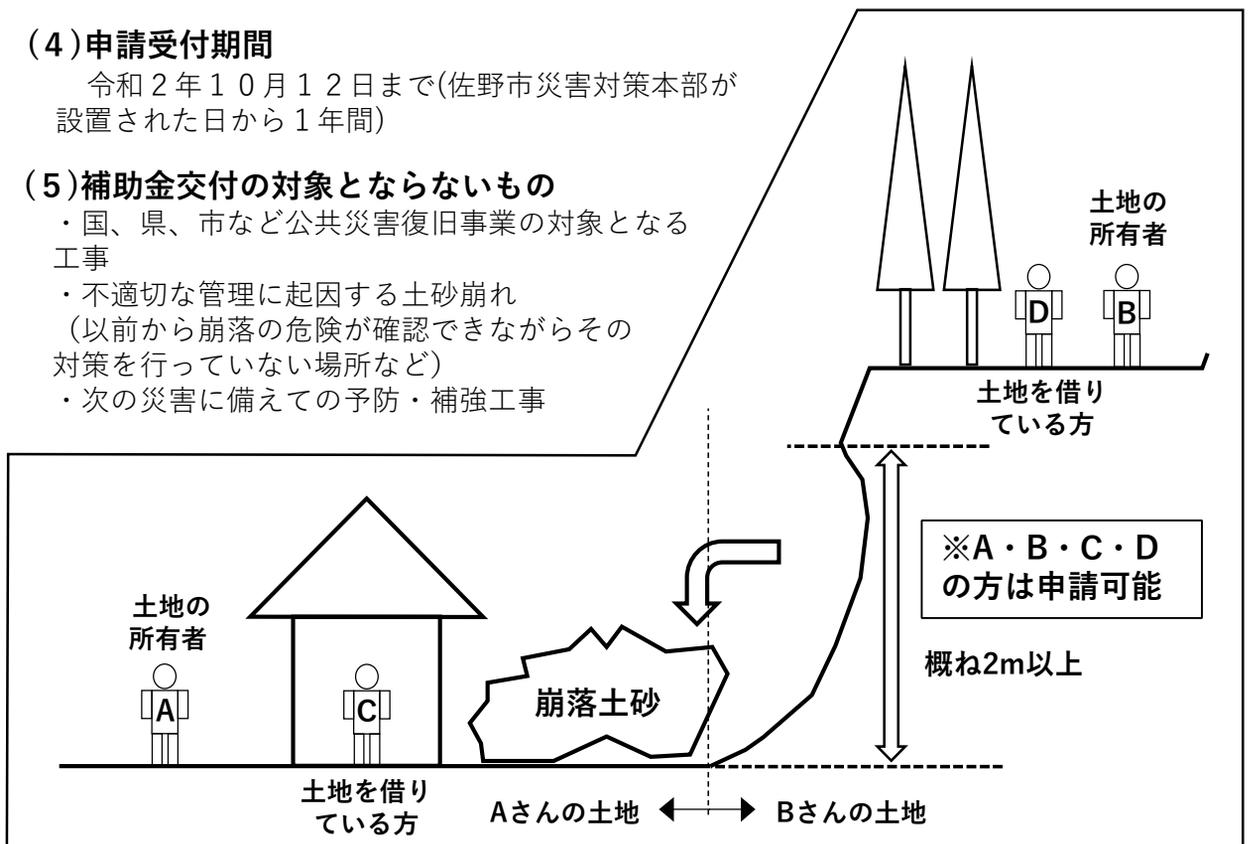
崩落土砂等撤去に要する経費(10万円に満たないものは除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、20万円が上限となります。

(4)申請受付期間

令和2年10月12日まで(佐野市災害対策本部が設置された日から1年間)

(5)補助金交付の対象とならないもの

- ・国、県、市など公共災害復旧事業の対象となる工事
- ・不適切な管理に起因する土砂崩れ
(以前から崩落の危険が確認できながらその対策を行っていない場所など)
- ・次の災害に備えての予防・補強工事



(6)補助金申請の方法

崩落土砂等撤去補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、担当課へ申請してください。なお、書類は佐野市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

○提出書類

- ・崩落土砂等撤去補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・位置図、平面図等場所が確認できる書類
- ・工事見積書等、崩落土砂等撤去工事の費用が確認できる書類
- ・崩落土砂等撤去工事の施工前の状況が確認できる写真
- ・土地の全部事項証明書または現在事項証明書
- ・土地の貸借契約書等借地権者であることが確認できる書類

○提出先及び問合せ先

〒327-0398

佐野市田沼町974-3 佐野市役所 田沼行政センター 2階
農山村振興課 電話0283-61-1163

(7)申請から交付までの流れ

①申請者

施工業者の選定及び見積書の徴収をしてください。また、地権者、権利者がいる場合は工事の同意を得てください。

②申請者

申請書を作成し、市へ提出してください。

③佐野市

内容を審査し、補助金交付決定通知書を交付します。

④申請者

施工業者に工事を発注し、工事を実施してください。

⑤申請者

工事完了後、崩落土砂等撤去補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市へ提出してください。

○提出書類

- ・崩落土砂等撤去補助金実績報告書（別記様式第9号）
- ・崩落土砂等撤去工事の領収書の写し
- ・崩落土砂等撤去工事の復旧後の写真

⑥佐野市

内容を確認し崩落土砂等撤去補助金額確定通知書を交付します。

⑦申請者

確定通知受領後、崩落土砂等撤去補助金交付請求書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市へ提出してください。

○提出書類

- ・崩落土砂等撤去補助金交付請求書（別記様式第11号）
- ・交付決定通知書（別記様式第2号）
- ・交付変更決定通知書（別記様式第5号）※補助金の額の変更の承認を受けた方

⑧佐野市

内容を確認し、補助金を申請者に交付します。

(8)その他

・今回の災害においては、土砂撤去が完了している工事でも、工事の証拠書類(領収書、工事内容が確認できる書類、工事前・工事後の写真証拠書類等)が確認できる場合は補助金交付の対象となりますので農山村振興課までご相談ください。なお、自己の負担で土砂撤去工事を行った場合であっても、領収書や工事前の写真がなく、工事内容が確認できない場合は申請を受け付けられない場合がありますのでご注意ください。

(1)対象となる工事

個人が所有又は、占有する橋が令和元年東日本台風災害に伴い損傷または滅失した場合に、所有者又は占有者自らがその効用を復旧する工事を実施した場合に補助金を交付します。

(2)申請できる方

個人橋の所有者又は占有者で、自らその復旧工事を行う者。ただし、申請する日において市税、水道料金、下水道使用料等を滞納していないこと、利害関係者の同意を得ていることを条件とします。

なお、1つの橋りょうにつき、1回の交付となります。同一橋りょうへ複数の方が重複して申請することは出来ません。

(3)交付金額

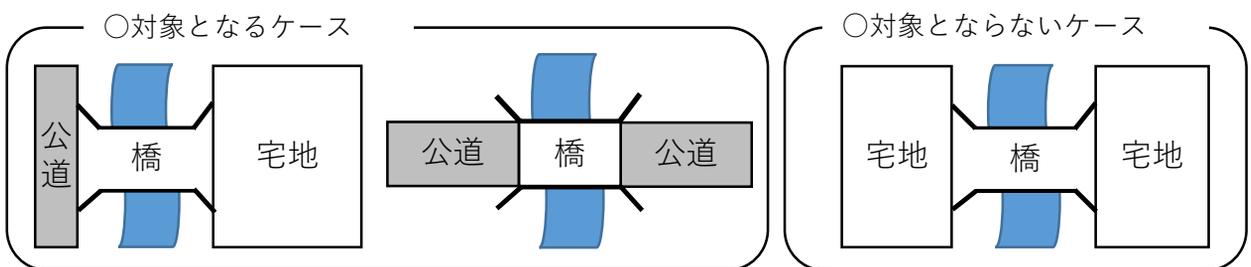
被災した個人橋の復旧工事費及び修繕工事費の20%に相当する額とし、10万円を上限とします。ただし、領収額等の1,000円未満切捨てとします。

(4)申請受付期間

令和3年12月28日まで

(5)補助金交付の対象(対象外)のケース

- ・補助対象は令和元年東日本台風の影響により被災した個人橋となります。これ以外の個人橋は対象になりません。今後の災害については災害発生時に検討することとなります。
- ・橋梁のどちらか一方が公道に接していることが補助の条件となりますので宅地同士をつなぐ橋は対象となりません。詳細につきましては、お問合せください。
- ・他の補助と重複して申請することは出来ません。



(6)注意事項

- ・令和4年3月31日までに工事が完了するものであることとします。
- ・今回の災害においては、復旧工事が完了しているものでも、工事の証拠書類(領収書、工事内容が確認できる書類、工事前・工事後の写真証拠書類等)が確認できる場合は補助金交付の対象となりますので道路河川課までご相談ください。
- ・自己の負担で復旧工事を行った場合であっても、領収書や工事前の写真がなく、工事内容が確認できない場合は申請を受け付けられない場合がありますのでご注意ください。
- ・工事を行う際には、河川管理者(所有者)と十分な協議を行ってください。

(7)補助金申請の方法

令和元年東日本台風災害に係る橋りょう災害復旧補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、担当課へ申請してください。なお、書類は佐野市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

○提出書類

- ・令和元年東日本台風災害に係る橋りょう災害復旧補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・位置図、平面図、詳細図等場所が確認できる書類
- ・工事見積書等（領収書）
- ・納税証明書、上下水道料金納付状況証明等
- ・利害関係人の同意書
- ・その他必要と認めるもの

○提出先及び問合せ先

〒327-8501
佐野市高砂町1 佐野市役所5階
道路河川課 電話0283-20-3102

(8)申請から交付までの流れ

①申請者

施工業者の選定及び見積書の徴収をしてください。また、利害関係人等の同意を得てください。

②申請者

申請書を作成し、市へ提出してください。（別記様式1号、2号）

③佐野市

内容を審査し、補助金交付決定通知書を交付します。

④申請者

施工業者に工事を発注し、工事を実施してください。

⑤申請者

工事完了後、令和元年東日本台風災害に係る橋りょう災害復旧補助金実績報告書、令和元年東日本台風災害に係る橋りょう災害復旧補助金請求書（別記様式第4号、5号）に次に掲げる書類を添えて、市へ提出してください。

○提出書類

- ・工事代金等の領収書の写し
- ・完成写真（工事着工前・工事施工中・工事完了）

⑥佐野市

内容を確認し、補助金を申請者に交付します。

3 その他のお知らせ 環境政策課

○災害土砂の回収について

令和元年東日本台風（台風第19号）により宅地内へ流入した災害土砂の回収を下記の期間で行います。

回収期間 令和2年7月1日～令和2年8月31日

令和2年9月1日以降は土砂の回収ができなくなりますので、回収を希望する方は期間内に環境政策課へご連絡をお願いいたします。

▶問い合わせ先 環境政策課（市役所5階）電話20-3013